

生駒市立緑ヶ丘中学校部活動指導基本方針

生駒市立緑ヶ丘中学校

令和2年7月

目 次

1. 本基本方針について	・・・ 1
2. 部活動の適切な運営について	・・・ 1
(1) 部活動の意義	・・・ 1
(2) 部活動の位置づけ	・・・ 1
(3) 部活動指導体制	・・・ 1
3. 部活動指導の充実	・・・ 2
(1) 効果的、計画的な指導	・・・ 2
(2) 部活動運営	・・・ 3
(3) 安全管理	・・・ 3
(4) 事故等への対応	・・・ 4
(5) その他	・・・ 4

1 本基本方針について

学校教育の一環として行われる部活動は、スポーツや文化・芸術活動に興味・関心を持つ生徒が自主的、自発的に活動する中で、それぞれの個性や能力を伸ばしたり、社会性や人間性を育む様々な経験を積んだり、生涯の友を得たりする教育活動の一つとして重要な役割を果たしている。

本基本方針は、部活動の意義や目的を改めて確認するとともに、学校、指導者が、部活動における具体的な指導の在り方、内容や方法について必要な検討、見直し、改善、研究を進め、部活動が一層充実していくために、その運営や在り方について示すものである。

2 部活動の適切な運営について

(1) 部活動の意義

学校教育における部活動はスポーツや文化に親しむ能力や態度を育て、体力の向上や健康の増進、文化的素養の充実を図るだけでなく、異年齢集団による活動を通して、自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成するとともに、規範意識を高めるなど、生徒の健全育成の場としても重要な役割を果たしている。

(2) 部活動の位置づけ

学習指導要領において、部活動は生徒の自主的、自発的な活動ではあるが、「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意する」ことが、明確に示されている。

(3) 部活動指導体制

① 学校組織の取組

- ・ 部活動の意義を明確にし、部活動の運営に関する基本的な方針については、すべての部活動の指導者が共有する。
- ・ 部活動の運営に関する基本的な方針については、広報紙、ホームページ等を通して、保護者や地域に情報発信する。
- ・ 部活動の保護者会を開催し、各部活動における生徒の様子や、部活動運営の方針を保護者に伝え、保護者とのコミュニケーションを積極的に行うことにより、保護者との信頼関係を構築する。
- ・ 定期的に校内部活動指導者による会議を開催し、お互いの部活動の活動状況、生徒の様子、保護者との連携方法等の情報交換を積極的に行い、他の部活動に対しても気軽に意見交換ができる環境を整える。
- ・ 事故発生時の対応、生徒への指導の観点から、複数顧問体制で運営する。

② 部活動の練習時間、休養日について

- ・ 練習時間は原則として、平日は2時間程度、土日、休日については3時間程度とする。(練習時間は生徒の実質活動時間とし、会場準備や後片付けに係る時間は含まない。)
- ・ 部活動の実施にあたっては、生駒市教育委員会の通知に基づき、学期中は、原則、週当たり2日以上 of 休養日を設ける。(平日は少なくとも1日以上を休養日とする。週休日は少なくとも1日以上を休養日とする。週休日に大会等に参加した場合は、他の日に振り替える。)
- ・ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動ができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。
なお、休養日及び活動時間等の設定については、定期考査前後の一定期間等、学校全体の休養日を設ける。

3 部活動指導の充実

(1) 効果的、計画的な指導

- ① 部活動の指導にあたる者(以下「指導者」という。)は、天気予報だけでなく、練習場所におけるWBGT(暑さ指数)を定期的に測定し、活動の中止や休憩、身体の冷却、給水のタイミングを適切に判断する。
また、練習開始時間は、天気予報およびWBGTを活用し、部活動に無理のない時間設定をする。
- ② 指導者は、画一的な指導ではなく、生徒一人一人の体格・体力に応じた運動強度を設定することが必要であり、そのためには個々の体力、負荷可能な運動強度をしっかりと把握しておく必要がある。運動強度は、生徒の自己管理ではなく、指導者が把握し適切に指導しなければならない。
- ③ 個々の運動能力を客観的に把握するため、定期的に体力測定を実施するよう努める。
- ④ 指導者は積極的に研修会等に参加し、これまでの実践にとらわれることなく、最新の科学的な指導を取り入れることに努める。
- ⑤ 指導者は、生徒の状況に応じ、長期、中期、短期等の視点だけでなく、ウォーミングアップの意味、持久力養成方法等も含め、科学的根拠に基づく練習計画を作成する。

- ⑥ 練習目的、練習効果等を指導者、生徒で共有し、適切にコミュニケーションを図りながら信頼関係を構築する。
- ⑦ 指導者は、練習計画について、経験だけに頼らず、検証を繰り返して再検討するという取組を続ける。

(2) 部活動運営

- ① 生徒が自主性や主体性を発揮できるよう、指導者と生徒、生徒同士が部活動の意義、練習内容の目的を共有し、しっかりとコミュニケーションを図る。
- ② 指導者による高圧的な指導ではなく、生徒が感じていることや考えていることを気軽に伝えられる環境を整え、指導者と生徒の信頼関係を構築する。
- ③ 部活動の保護者会や部活動見学を通して、部活動の様子を保護者に情報提供し、保護者が指導者へ思いを伝えやすくし、指導者、生徒、保護者が目標を同じくして部活動運営をする。
- ④ 勝利至上主義の取組にならないよう、試合や大会に出場することができなかった生徒も、所属感や達成感等を味わうことができる部活動運営をする。
- ⑤ 体罰や暴言は生徒の人権を侵害する不当な行為で、社会の規範に反するとともに、スポーツ、文化・芸術の価値を著しく損なうものであり、「熱心な指導のあらわれ」や「強い指導の一環」などという、誤った認識は厳に改めなければならない。

(3) 安全管理

- ① 熱中症を含む学校安全に関する通知や計画、学校事故対応に関する指針、マニュアルを、教員が熟知して有効に活用するため、定期的に研修等を実施し、教員の安全に関する意識を高める。
- ② 熱中症を含む安全対策に関する取組の評価及び検証を定期的に行い、常に改善に向け取組を充実させる。
- ④ 個々の生徒の配慮すべき事項を把握する。

- ⑤ 生徒は、自分の限界や心身の不調をうまく伝えることができなかつたり、不調を隠したりする可能性があることを前提に、生徒の体調をしっかりと観察する。
- ⑥ 生徒に安全に関する知識や技能を習得させるとともに、積極的に自分自身や他人の安全を確保できるよう指導する。
- ⑦ 施設・設備・用具などは常に整理整頓して配置・設置するとともに、定期的に安全確認を行う。

(4) 事故等への対応

- ① 事故が起こった場合に備えて、児童生徒の休憩場所として空調の利用ができる部屋を確保しておくとともに、冷却用準備物として、氷以外に熱放散のための扇風機などの体全体をすばやく冷却できる物を準備しておく。
- ② 応急手当や救命措置等についての研修を定期的に行い、全教職員が熱中症対応、心肺蘇生法の手順、AEDの使用方法等を理解しておく。
- ③ 事故発生時の対応マニュアルを全教職員が理解したうえで、生徒の安全を優先させ、保護者との連絡を密にする。

(5) その他

- ① 練習試合や大会参加など、校外で活動する場合の生徒の移動は、徒歩または公共交通機関、貸切バス等を利用する。
- ② 学校管理下の部活動において生じた生徒の傷病に関する医療費については、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の制度が適用されるため、管理職及び校内の担当者（養護教諭等）と連携する。